

令和 6 年第 2 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(令和 6 年 2 月 2 7 日)

召集年月日 令和6年2月27日（火）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和6年2月27日 午後3時00分

閉会 令和6年2月27日 午後3時30分

出席委員（13名）

|            |               |          |
|------------|---------------|----------|
| 2番 松尾豊（会長） | 3番 渡邊典子       | 4番 岩崎誠一  |
| 5番 桑田一広    | 6番 森和哉        | 7番 谷口新市  |
| 8番 松尾光繁    | 9番 松井厚雄（職務代理） | 10番 早川直助 |
| 11番 塩野鐘吉   | 12番 小原悟       | 13番 古池洋子 |
| 14番 國久博一   |               |          |

欠席委員（1名）

1番 細川正博

出席事務局

|        |         |         |
|--------|---------|---------|
| 局長 小西守 | 次長 門野幸文 | 書記 藤原昭洋 |
|        |         | 林亜久里    |
|        |         | 中塚淳子    |

提出議案

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について

議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について

議案第6号 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について

議案第7号 令和5年度おおい町農業委員会だよりの掲載記事決定について

局 長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和6年第2回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に

1番 細川委員より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和6年第2回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは 5番 桑田委員さんと 9番 松井委員さんを指名いたします。

[ 日程 2 ]

議 長 日程 2 議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による  
農地の転用許可申請審議について を議題といたします。  
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。  
議案第 4 号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、  
〇〇氏の〇〇が居住する住宅を建築するため転用する  
申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。  
(議案第 4 号資料説明)  
局長説明のとおり、申請人が、現在〇〇〇の〇〇〇〇に  
居住する〇〇とその家族の住宅を建築するための転用申請  
です。  
この申請地の農地区分につきましては、宅地化の状況が  
街区の面積に占める宅地の面積の割合が 4 0 %を超えてい  
ることから第 3 種農地に該当し、転用可能な農地となっ  
ております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に  
つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりま  
すのでご報告願います。

松尾委員 はい、議長。  
こちらは 2 0 日に谷口委員と現地を確認いたしました。  
当該農地の隣地は農地ですが、土留で農地への土砂流出  
対策をするとのことでした。また、当該農地は畑として管理  
されておりますが、周囲が宅地化していることから、転用  
はやむを得ないと判断いたします。

議 長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告  
がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 4 号につい

て、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程 2 議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものいたします。

[日程 3・日程 4]

議長 日程 3 議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画審議についてを議題といたします。

この案件は、日程 4 議案第 6 号 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画について と併せておおい町長から同意及び意見を求められたものでありまして、2 議案を一括審議いたします。

なお、この案件につきましては、9 番 松井委員、14 番 國久委員には、おおい町農業委員会会議規則第 10 条議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。退席される前にご意見等ございましたらお願いします。

(意見なし。松井委員、國久委員退席)

議長 それでは、事務局から報告をお願いします。

局長 議案第 5 号のうち、13 筆は個人間の利用権設定、36 筆は所有者と農地中間管理機構の間で利用権を設定するものであります。

議案第 6 号は、農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農地の配分計画について意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長

(議案第 5 号、第 6 号資料説明)

今回の設定は、資料 8 ページのとおり、個人間の 13 筆

は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 1 年間の再設定が 4 件、令和 6 年 3 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 3 年間の再設定が 9 件でございます。

福井県農地中間管理機構が借り受ける筆については、令和 6 年 3 月 31 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年間の設定で、担い手は「配分先」欄に記載のとおりです。

また、設定状況が新規となっていますが、これは借受人が中間管理機構になるため、設定上は「新規」となりますが、中にはこれまで機構を通さず個人間で利用権設定を行っていた筆もございますので、実質は「再設定」となるものも含まれております。

議長           ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

松尾委員       はい、議長。  
                  こちら 20 日に谷口委員と現地を確認いたしました。  
                  いずれの農地も使用貸借権が設定されることに問題ない農地であることを確認いたしました。

議長           ご報告ありがとうございました。  
                  ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

塩野委員       期間の 1 年、3 年、10 年の意味は。

藤原書記       中間管理機構に関しては 10 年の設定が最低期間であり、中間管理機構を通すものは 10 年が基本となります。1 年や 3 年は個人間の契約であり、申請に基づいて設定されておりますので個人間の事情によります。

議長           ほかにご意見、ご質問がないようですので、議案第 5 号及び議案第 6 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長           賛成全員でございますので、日程 3 議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利

用集積計画審議については、町へ同意することとし、日程  
4 議案第6号 旧農地中間管理機構の推進に関する法律  
第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について  
は、特段の意見なしと町へ回答することといたします。

審議が終了しましたので、松井委員と國久委員の入室を  
お願いします。

(松尾委員、國久委員入室)

[日程 5]

議長 日程5 議案第7号 令和5年度おおい町農業委員会だ  
よりの掲載記事決定について を議題といたします。  
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長  
このおおい町農業委員会だよりは例年3月に農業委員会  
から発行している冊子でございます。今年度も来月中に発  
行し、区長文書で全戸配布する予定です。  
昨年11月の農政、農振、改良専門委員会において掲載  
内容を決定し、この農業委員会前に開催した、さきほどの  
専門委員会にて原稿を最終確認したものでございます。  
専門委員会にて審議されました掲載記事の内容等は書記  
に説明させます。

中塚書記 はい、議長。  
お手元にお配りしました資料をご覧ください。  
参考に昨年発行の農業委員会だよりを配布させていただ  
いております。今年度も全ページカラーでページ数も変わ  
らず表紙と裏表紙合わせて8ページでございます。  
内容につきましては、11月の農政、農振、改良専門委  
員会において決めていただきました。  
まず、1ページの表紙は、農地の景観づくりの取り組み  
に関連する写真です。  
次に、2ページは昨年度のおおい町農業委員会だよりに  
掲載した分と同じ内容で、転用等に関する記事となってい  
ます。  
3ページについては、今回新たに地域計画に関する記事  
を掲載しています。  
次の4ページには、有機肥料で野菜づくりに取り組んで

おられる〇〇〇の〇〇〇〇〇さんの紹介記事を掲載させていただきました。

5 ページは、農地の管理に関する記事と町の「園芸農業総合支援事業」に関する記事を掲載しています。

6 ページは、継続して掲載しております、道の駅で人気の出荷者の紹介記事となっております。その下半分ほどに、出荷者の記事に関連する下水汚泥の乾燥肥料の紹介記事を掲載しています。

7 ページにつきましては、昨年度と同様に農業委員及び農地利用最適化推進委員の紹介ページとなっております。

8 ページの裏表紙については、昨年度と同じく農業者年金、令和5年の活動報告、全国農業新聞の紹介、農政委員長による編集後記となっております。

以上が掲載内容として専門委員会にて審議された内容です。また、さきほどの委員会で修正された箇所につきましては朱書きで訂正させていただいております。

議 長           ただ今、事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員           1 つ修正箇所を見つけました。4 ページの下の③科学肥料を化学肥料に修正願います。

古池委員           6 ページの「5 種類あり、受取先で成分が異なります。」とはどういう意味か。

局 長           下水処理場が5ヶ所ございまして、下水道汚泥を乾燥させたものを肥料としております。それぞれの処理場で含まれている成分が違うため、このような表記にさせていただいております。

古池委員           受取先は5カ所が受取先になるのか。

局 長           受取先は名田庄地域が特定環境保全公共下水道処理施設に4種類と大飯地域は浄化センターに1種類です。

古池委員           わかりました。

議 長           記事には「受取先で成分が異なります。」という表記で



まとめましょう。

局 長 お願いします。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第7号 令和5年度おおい町農業委員会だよりの掲載記事決定については、委員からのご意見のとおり修正し、他については、事務局説明のとおり専門委員会で審議された内容のとおり決定することといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了し、令和6年第2回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。